

ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」設置及び管理に関する条例（平成16年条例第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）				
<p>（設置）</p> <p>第1条 ニセコ町の恵まれた自然資源を活用し、町民の健康増進と<u>様々な交流</u>に供するため、ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」（以下「施設」という。）を設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 ニセコ町の恵まれた自然資源を活用し、町民の健康増進と<u>さまざまな交流</u>に供するため、ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」（以下「施設」という。）を設置する。</p>				
<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 <u>ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」</u></p> <p>位置 <u>虻田郡ニセコ町字中央通33番地外</u></p>	<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">名称</td> <td style="padding: 5px;">位置</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」</td> <td style="padding: 5px;">ニセコ町字中央通33番地外</td> </tr> </table>	名称	位置	ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」	ニセコ町字中央通33番地外
名称	位置				
ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」	ニセコ町字中央通33番地外				
<p>（行為の制限）</p> <p>第5条 施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）が、施設において、次の各号に掲げる行為をしようとする場合は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>展示会、その他</u>これに類する催しをすること。</p> <p>(5) （略）</p> <p>（使用料）</p>	<p>（行為の制限）</p> <p>第5条 施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）が、施設において、次の各号に掲げる行為をしようとする場合は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>展示会その他</u>これに類する催しをすること。</p> <p>(5) （略）</p> <p>（使用料）</p>				

第7条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。_

2・3 (略)

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は_____還付しない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備又は特殊物品の搬入)

第9条 使用者が施設の使用にあたって 特別の設備又は特殊物品の搬入を行おうとするときは、町長の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、故意又は過失により、施設若しくは備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを免除し、又は減額する事ができる。

(利用料金)

第12条 町長は、適當と認めるときは、指定管理者に、当該公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は当該指定管理者に利用料金を支払わなければなら

第7条 使用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。ただし、ホールのみを使用する者及び就学前児童は、無料とする。

2・3 (略)

(使用料の還付)

第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備又は特殊物品の搬入)

第9条 施設の使用にあたり使用者が特別の設備又は特殊物品の搬入を行おうとするときは、町長の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、故意又は過失により、施設若しくは備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを免除し、又は減額することができる。

(利用料金)

第12条 町長が適當と認めるときは、当該公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければなら

ない。

3 前項に規定する利用料金の額は、別表の定めによる使用料の金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 (略)

(利用料金の還付)

第15条 既納の利用料金は_____これを還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ町長の承諾を得て定めた基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(適用除外)

第16条 第7条及び第8条の規定は、第12条第1項の規定により、指定管理者の収入として收受させる場合は_____適用しない。
(指定管理者が行なう業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 町長の承認を得て、第4条に定める開館時間若しくは休館日を_____変更し、又は臨時に休館すること。

(4)～(7) (略)

2 (略)

(指定管理者が行なう管理の基準)

ない。

3 前項に規定する利用料金の額は、別表第2に定めた_____金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 (略)

(利用料金の還付)

第15条 既に納めた利用料金は、これを還付しない。ただし、指定管理者が、あらかじめ町長の承諾を得て定めた基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(適用除外)

第16条 _____第12条第1項の規定により指定管理者の収入として收受させる場合は、第7条及び第8条の規定を適用しない。
(指定管理者が行う業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 町長の承認を得て、第4条に定める開館時間若しくは休館日を臨時に変更し、又は臨時に休館すること。

(4)～(7) (略)

2 (略)

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 (略)

別表 (第7条、第12条関係)

ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」使用料

1 使用料

使用の区分		使用の単位	使用料	摘要
入館 料	大人	1回券	600円	高校生以上の者
		12回券	6,000円	
	小人	1回券	250円	小学生及び中学生
		12回券	2,500円	

ただし、ホールのみの入館及び小学校就学前幼児は無料とする。

貸室 料	休憩室	1室当たり2 時間1単位	1,100円	開室時間は午前10時から午 後9時までとする。 30分増すごとに1室当たり2 75円加算する。
	研修室1・2	1室当たり2 時間1単位	3,300円	開室時間は午前10時から午 後9時までとする。 30分増すごとに1室当たり8 25円加算する。
	小浴場	1時間	1,200円	開室時間は午前10時から午

第18条 (略)

後9時までとする。
30分増すごとに1室当たり6
00円加算する。

別表第1（第7条関係）

使用料（入館料）

使用の区分		使用の単位	使用料	摘要
入館料	大人	1回券	800円	高校生以上の者
		12回券	8,000円	
	小人	1回券	300円	小学生及び中学生
		12回券	3,000円	
入館料 (ニセコ 町民)	大人	1回券	600円	小学生及び中学生
		12回券	6,000円	
	小人	1回券	250円	小学生及び中学生
		12回券	2,500円	

別表第2（第12条関係）

利用料金（貸室料）

利用の区分	上限利用料 金	摘要
-------	------------	----

貸室 料	休憩室	1室当たり2時間1 単位	1,100円	開室時間は午前10時から午後9時までとする。 30分増すごとに1室当たり275円加算する。
	研修室1・2	1室当たり2時間1 単位	3,300円	開室時間は午前10時から午後9時までとする。 30分増すごとに1室当たり825円加算する。
	小浴場	1時間	1,200円	開室時間は午前10時から午後9時までとする。 30分増すごとに1室当たり600円加算する。